

和 泉 障 福 第 5 6 8 号
令 和 7 年 5 月 1 3 日

関係各事業所 管理者様

和泉市障がい福祉課長

居宅介護における各種取り扱いについて

平素は本市障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり取り扱い方針を定めましたので、サービス申請及び提供の際にご留意いただきますようお願いいたします。

和泉市役所 福祉部障がい福祉課
障がい者支援係
〒594-8501
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
TEL: 0725-41-1551(代)
0725-99-8133(直通)
FAX : 0725-44-0111

1. 居宅介護（通院等介助）の取り扱いについて

（1）基本的な考え方

「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」とされています。

（2）和泉市における「場合により算定対象」の判断基準

適切なアセスメント等を行った上で、院内スタッフ等による対応が困難かつ、利用者が院内においても介助を必要とする心身の状態である場合、算定対象とします。（診察室内も含みます。）

具体的には、障がい特性により、

- ①院内の移動に介助が必要な場合
- ②知的・行動障がい等のため見守りが必要な場合
- ③排泄介助を必要とする場合
- ④その他、院内における支援が必要と判断される場合

なお、診察室内において、支援者が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことについては、障がい特性等によりやむを得ないと認められる場合、報酬算定の対象としますが、本来医療機関による医療行為としての提供がなされるべき行為について、支援者が代替するものではないことにご留意ください。

ただし、診察、検査、リハビリなどの医療行為を提供しており、支援を行う必要のない待ち時間については、算定の対象外とします。

（3）支援にあたっての注意事項

院内介助の必要性については、適切なアセスメント等を行った上で、その必要性について、サービス等利用計画及び居宅介護計画等の個別支援計画に記載をしてください。また、サービス提供記録に具体的な支援内容を詳細に記録してください。

なお、支援を実施するにあたり、下記については、医療機関・利用者に確認を行い、その結果についても併せて記載をお願いいたします。

- ①院内における介助を病院のスタッフが対応できない理由
- ②診察室における支援が必要な場合は、利用者の診療情報を含む個人情報の取り扱いについて、医療機関と利用者それぞれが同意していること

2. 居宅介護（通院等介助）と同行援護及び行動援護との関係について

通院の介助について、居宅介護（通院等介助）を基本としつつも、利用者の意向や障がい特性等を勘案して、同行援護や行動援護によって行うことも可能です。

3. 視覚障がい者に対する居宅内での代筆・代読支援について

外出時には同行援護や通院等介助、居宅内においては家事援助としての算定となります。

4. 居宅介護の「共に行う家事」について

本人の自立支援を目標に、利用者に身体的な介助を行いながら（常に身体的な介助を行える態勢を取りながら声掛けや見守りを行うことも含む）、ともに家事を行う場合は、身体介護での算定が可能です。